

大竹市議会基本条例（解説付き）

目次

前文

第1章 総則（第1条—第4条）

第2章 市民と議会の関係（第5条）

第3章 市長等と議会の関係（第6条—第9条）

第4章 討論の拡大（第10条）

第5章 委員会の活動（第11条）

第6章 議会及び議会事務局の体制整備（第12条—第16条）

第7章 議員の政治倫理，身分及び待遇（第17条—第19条）

第8章 最高規範性で見直し手続（第20条—第22条）

附則

大竹市議会（以下「議会」という。）は、大竹市長（以下「市長」という。）とともに、2つの代表機関のそれぞれが異なる特性を活かして大竹市民（以下「市民」という。）の意思を代弁する責務を負っており、市民に対して二元代表制の実効性を高め、議会の責務を常に自覚して最良の意思決定を行うことにより、市民福祉の増進はもとより、地方自治の本旨の実現を使命として活動するものである。

議会は、市民から直接選挙で選ばれた大竹市議会議員（以下「議員」という。）による合議制の機関である。私たちは、その使命を達成するために、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に信頼される議会を目指し、ここに議会及び議員の活動原則等を定める。

【解説】

前文には、大竹市議会の役割や、私たちが目指している市議会の姿が書かれています。

地方公共団体や地方議会に求められる役割や責任は、時代の変化に伴って変わって来ています。特に平成12年に施行された地方分権一括法以降、今まで国が決めていたことの多くを、地方が自分で考え決めるようになりました。大竹市議会は、そのような時代の変化に応えるために議会改革を進めてきました。その実践を風化させることなく、さらに進

めて、市民の皆様の信頼に足る議会としてのあるべき姿を条例として策定しました。

市長と議会は、それぞれが市民の代表ですが役割は異なり、議会にはしっかりと議論して議決をする責任があります。基本条例において、議会の責務を受け止め、市民の皆様の福祉の向上と市勢の発展に尽くすことを明らかにしています。

【日本国憲法】

〔地方自治の本旨の確保〕 第92条

地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める。

〔地方公共団体の機関〕 第93条

地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。

②地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。

【用語解説】

- ・ **二代表制** …地方自治体において執行機関である首長と議事機関である議会を構成する議員の双方を、住民が直接選挙で選ぶ制度のことをいいます。二代表制の特徴は、市長、議会がともに住民を代表するところにあります。
- ・ **地方自治の本旨** …憲法のいう「地方自治の本旨」とは、住民自治と団体自治の二つの要素からなり、住民自治とは、地方自治が住民の意思に基づいて行われるという民主主義的要素であり、団体自治とは、地方自治が国から独立した団体にゆだねられ、団体自らの意志と責任の下でなされたという自由主義的・地方分権的要素であるといわれています。
- ・ **最高規範** …様々な決まりごとのうち最も高位に位置づけられているもののことです。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、二元代表制のもとに住民自治を推進することを原則とした、自主自立の地方分権時代にふさわしい市民に身近な議会及び議員の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、市民福祉の増進と公正で民主的な市政の発展に寄与することを目的とする。

【解説】

議会にかかわる活動原則、基本理念等を明確にし、地方自治法の本旨にのっとり、市民とともに進む議会の運営の基本的な事項を示し、市民福祉の増進と大竹市政の発展を目指すことを定めています。

(議会の活動原則)

第2条 議会は、市民を代表する議員で構成する議事機関であることを常に自覚し、公正性、透明性及び信頼性を重視して、市長等（市長その他の執行機関をいう。以下同じ。）に対し適切な行政運営が行われているか監視し、評価するものとする。

2 議会は、市民の多様な意見を把握して市政に反映させるために、市民参加の機会拡充を図り、政策提言及び政策立案の強化に努め、まちづくりの活動に取り組むものとする。

3 議会は、市民に開かれた議会を目指して情報公開に取り組み、市民に対して議会の議決又は運営についてその経緯、理由等の説明責任を果たすものとする。

4 議会は、市民の議会への関心が高まるように、わかりやすい視点、方法等で議会運営に努めるものとする。

【解説】

1. 議会は市民の代表機関であることを自覚し、執行機関が行う市政運営をチェックすることを定めています（行政監視・評価機能）。
2. 議会は、市民の多様な意見を把握して、執行機関に対して議会の考えを提案し、また市政の課題に対しての条例案等を執行機関に示して、よいまちづくりのための活動に取り組むことを定めています（政策立案機能）。
3. 議会は住民に対して開かれ信頼された議会を目指すため、議案の審議過程等の公開に取り組むこと、審議内容や議決に至る経緯等を市民に説明する責任があることを定めています（市民に開かれ信頼される機能）。
4. 議会は議会改革に取り組み、市民の議会への関心が高まるような議会運営に努めることを定めています。

（議員の活動原則）

第3条 議員は、議会が言論の府であること及び合議制の機関であることを十分に認識し、議員相互間の自由な討議を尊重するものとする。

- 2 議員は、市政全般についての課題及び市民の意見、要望等を的確に把握するとともに、自己の能力を高めるよう不断の研さんに努め、市民の代表者としてふさわしい活動をするものとする。
- 3 議員は、議会の構成員として、市民全体の福祉の向上のため活動するものとする。
- 4 議員は、市民の代表者としてふさわしい品位を保つとともに、公務である議会活動を最優先するよう努めるものとする。

【解説】

1. 議員間における運営規則を守った自由な討議が、議会制度の重要な要素であることを定めています。
2. 議員は、市政全般の課題と市民の意見等を把握し、自らの資質の向上に努め、市民の代表としてふさわしい活動をすることを定めています。
3. 議員は、議会を構成する一員として市民全体のために活動することを定めています。
4. 議員は、市民の代表者としてふさわしい品位を保ち、他の活動よりも議会活動を最優先するよう努めることを定めています。

(会派)

- 第4条 議員は、議会活動を行うため、会派を結成することができる。
- 2 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、政策等の方向性について合意形成に努めるものとする。
 - 3 会派は、政策立案、政策決定、政策提言等に関し、必要に応じ会派間で調整を行い、合意形成に努めるものとする。
 - 4 議長は、必要があると認めるときは、各派代表者会議を開催するものとする。

【解説】

1. 合議機関である議会において、議員は議員集団として活動ができることを定めています。
2. 会派は、政策を中心とした同一の理念を共有する議員で構成し、会派内において、政策立案等の議論を尽し合意形成に努め活動することを定めています。
 - ・会派の構成人数は2名以上とし、一人会派は条例上の正式会派ではないが、会派登録をすることができる。
3. 会派間での合意形成に努めることを定めています。
4. 議長は、必要が生じたときは、会派の代表者で組織される各派代表者会議を招集し開催できることを定めています。
 - ・代表者会議の構成員は、案件により議長が決める。

第2章 市民と議会の関係

(市民参加及び市民との連携)

- 第5条 議会は、本会議のほか、全ての会議を原則公開するとともに、市民に対し議会の活動に関する情報を積極的に公表して情報の共有を推進し、説明責任を果たすものとする。
- 2 議会は、常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会（以下「委員会」という。）における参考人制度及び公聴会制度を活用して、市民の専門的又は政策的識見等を議会の討議に反映させるよう努めるものとする。
 - 3 議会は、市民から提出された請願又は陳情の審議において必要があると認める場合は、請願者又は陳情者の説明、意見等を聴く機会を設けることができる。
 - 4 議会は、議会活動について市民に対し説明責任を果たすとともに市民との連携を積極的に推進する観点から議会報告会を開催するものとする。

【解説】

1. 議会審議の透明性の確保のため、全ての会議を原則公開し、議会の活動状況を公開することなどで市民への説明責任を果たすことを定めています。
2. 地方自治法に基づく参考人や公聴会の制度を活用し、市民の意見や見解を十分に聞いて議会の討議に反映させるよう努めることを定めています。
3. 請願（陳情）の審議において必要があると認める場合は、請願（陳情）者の意見を聴く機会を設けることができることを定めています。
4. 議員自らが地域に出向き、市民へ議案の可決・否決に至るまでの審議過程や議会活動の概要を説明し（広報活動）、また市民と意見交換をする（公聴活動）議会報告会を開催しなければならないことを定めています。

第3章 市長等と議会の関係

(市長等と議会及び議員の関係)

第6条 議会審議において、議員と市長等は、緊張感の保持に努めなければならない。

- 2 議会の一般質問は、広く市政上の論点及び争点を明確にし、一括方式または一問一答方式で行う。
- 3 市長等は、議員の質問等に対し議長等の許可を得て反問することができる。

【解説】

1. 議会は二元性のもとで市政運営をチェックする機関であるため、議会審議においては、議員は市長等と緊張感の保持に努めることを定めています。
2. 市長等執行機関に対して市政全般について質問する一般質問は、論点や争点を明確にすること。質問の方式は、一括方式または一問ずつ区切って質問と答弁する一問一答方式で行うことを定めています。
3. 市長等執行機関の長は、議会審議を深めるため質疑及び議員の一般質問等に対して、議長等の許可により逆質問ができることを定めています。

(市長による政策等の形成過程の説明)

第7条 議会は、市長が提案する計画、政策、施策、事業等（以下「政策等」という。）について、議会で適切に審議するため及び市民への公開のため、市長に対して、次に掲げる事項の説明に努めるよう求める。

- (1)政策等を必要とする背景
- (2)提案に至るまでの経緯
- (3)比較検討した代替案及びその内容
- (4)市民参加の実施の有無及びその内容
- (5)大竹市総合計画との整合性
- (6)財源措置
- (7)将来にわたる効果及び費用

【解説】

政策水準を高める論議を深めるため及び市民への公開のため、全7号について早めの情報提供に努めるよう市長に求めることを定めています。

(予算及び決算における政策説明資料の作成)

第8条 議会は、市長が予算案及び決算を議会に提出し、議会の審査に付すに当たっては、市長に対し施策別又は事業別の分かりやすい説明資料の作成に努めるよう求める。

【解説】

議会は、市長が予算案や決算を議会に提出するに当たり、議員が審議を深めるために分かりやすい説明資料の作成に努めるよう市長に求めることを定めています。

(地方自治法第96条第2項の議決事件)

第9条 議会は、地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を条例で定めようとする場合は、議会の監視機能上の必要性和市長の政策執行上の必要性を比較考慮した上で決定する。

【解説】

地方自治法第96条第1項では、条例の改正・廃止・予算の議決、決算の認定など地方公共団体の議会が議決しなければならない事件（議決事件）が挙げられています。

同第2項では、地方公共団体に関する事件で議会が議決すべきものを条例により定めることができるという規定があります。

そのため、市政全般における重要な計画を策定するために議会の議決すべきことを条例で規定しようとする場合、議会は審議する際に議会の監視機能上の必要性和市政執行上の必要性を比較し、十分考慮することを定めています。

第4章 討論の拡大

(議員間討議の拡大)

第10条 議会は、議員による討論の場であることを認識し、議員相互間の討議を中心とした運営に努めるものとする。

2 議会は、本会議及び委員会において議員、委員会又は市長が提出した議案若しくは市民から提出された請願又は陳情に関して審議し結論を出す場合、議員相互間において十分な討議を行い、議論を尽くして合意形成に努めるとともに、その経過及び結果について市民への説明責任を十分に果たさなければならない。

3 議会は、議案の審議を深めるために、本会議及び常任委員会に協議会及び研究会を置くことができる。

【解説】

1. 議会は、討論する場であることを認識し、議員相互間自由な議論をして議会としての考えをまとめることを定めています。
2. 議会は、本会議・委員会において議案審議等の結論を出す場合、議員間において十分に討論、議論を尽くして合意形成を図るように努めること、市民に対して決定過程及び結果等を住民に説明するという責任を果たすことを定めています。
3. 議会は、議案の審議をより深めるために常任委員協議会と、所管事務の研究をする常任委員政策研究会を設置できることを定めています。

第5章 委員会の活動

(委員会の適切な運営)

第11条 委員会は、社会経済情勢等により新たに生じる行政課題等に迅速かつ的確に対応するため、委員会の専門性と特性を活かすと共に、市民に分かりやすい運営に努めるものとする。

2 委員長は、委員会で審議した結果について、自らの責任において本会議で報告し、及び質疑に対して答弁しなければならない。

3 委員会は、議会の閉会中においても、積極的な活動を行うものとする。

【解説】

1. 新たに生じる行政課題等に対し、委員会の持つ専門性を活かすと共に、市民にわかりやすい審査がされる運営に努めることを定めています。
2. 委員長は、自ら作成した委員長報告を本会議で報告し、質疑があった場合は答弁をしなければならないことを定めています。
3. 委員会は、閉会中においても、委員会の所管事務について積極的な調査活動をすることを定めています。

第6章 議会及び議会事務局の体制整備

(議員研修の充実強化)

第12条 議会は、議員の政策提言、政策立案等の能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

2 議会は、研修の充実強化の一環として、広く各分野の専門家、市民等との研修会を開催するものとする。

3 議員は、自らの資質及び政策提言、政策立案等の能力の向上のため、研修に積極的に参加し、及び調査研究に努めるものとする。

【解説】

1. 議員が執行機関等に対して政策を提言し、議会として政策を立案する能力が向上するよう、議員研修を充実強化することを定めています。

2. 研修の充実強化にあたり、広く各分野の知識を有する専門家（市民等も含む）を招いて研修会を開催することについて定めています。
3. 議員は政策提言、政策立案等の能力の向上のため、研修に積極的に参加し、調査研究することを定めています。

（政務活動費）

- 第13条 議員は、政務活動費の執行に当たっては、大竹市議会政務活動費の交付に関する条例（平成14年大竹市条例第1号）を遵守しなければならない。
- 2 議会は、政務活動費の執行状況を適切な方法で公開し、使途の透明性を確保するものとする。

【解説】

1. 議員は、政策を立案するためや政策を提案するため、また、議員として調査・研究活動や図書・資料の購入のために交付される政務活動費の使用に当たっては、「大竹市議会政務活動費の交付に関する条例」を守らなければならないことを定めています。
2. 政務活動費に関しての透明性を確保するため、執行状況等を適切な方法でホームページ等に公開することを定めています。

（議会事務局）

- 第14条 議会は、議会の監視及び調査機能の強化並びに政策提言、政策立案等の能力向上のため、議会事務局機能の充実強化を図るよう努めるものとする。

【解説】

議会の政策提言及び政策立案等の機能を高めるため、議会事務局の機能の充実強化を図ることを定めています。

(議会図書室)

第15条 議会に、議員の調査研究に資するため議会図書室を設置し、図書及び電子機器等の充実に努めるものとする。

2 議会図書室は、議員のみならず、別に定めるところにより、一般に利用させることができるものとする。

【解説】

1. 議会には図書室を設置し、議員が広く活用できるよう図書室の充実を図ることを定めています。
2. 図書室は市民も「大竹市議会図書室規程」に従って利用できることを定めています。

(議会広報の充実)

第16条 議会は、議会の活動に関する情報、議案等の審議の経過及び結果並びに一般質問等の内容について議会報を定期的に発行することにより、市民に対して情報の提供に努めるものとする。

2 議会は、情報技術の発達を踏まえた多様な広報手段を活用することにより、多くの市民が議会と市政への関心を高めるための議会広報活動に努めるものとする。

【解説】

1. 議会は、議案等の審議の経過及び結果等の議会活動、審議結果表（賛否表）、そのほか一般質問等の内容を議会の視点で編集した議会だより等によって市民に提供することを定めています。
2. 多様な手段で、多くの市民が議会と市政への関心を高めるために広報活動に努めることを定めています。

第7章 議員の政治倫理，身分及び待遇

（議員の政治倫理）

第17条 議員は，市民の代表としてその責務を正しく認識し，議会の一員としてその使命の達成に努めなければならない。

【解説】

本条例の目的及び第3条の活動原則にある議員としての倫理観と基本的姿勢を求めています。

（議員定数）

第18条 議員定数は，大竹市議会議員定数条例（平成12年大竹市条例第5号）に定めるところによる。

- 2 議員定数の改正に当たっては，行財政改革の視点だけでなく，市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するとともに，本市と人口，面積，財政力等が類似する市の議員定数等と比較検討し，決定するものとする。

【解説】

1. 議員の定数は別の条例で定めています。
2. 議員定数の改正については，議員は市民の代表であり，また行政の監視・評価・政策立案機関であることを考え，市民の多様な意見を参考にし，行財政の視点だけでなく，市の現状と課題，将来の予測と展望を十分に考慮し，また他市議会と比較検討することを定めています。

(議員報酬)

第19条 議員報酬は、議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和31年大竹市条例第19号）に定めるところによる。

- 2 議員報酬は、社会経済情勢、本市の財政状況、人口、面積、財政力等が類似する市の議員報酬等を勘案し、議員の活動状況を反映することを主眼に定めなければならない。
- 3 議員報酬の改定に当たっては、大竹市特別職報酬等審議会の答申を尊重することとする。

【解説】

1. 議員の報酬は、別の条例で定めています。
2. 議員報酬額は、社会経済情勢、本市の財政状況、他市議会の報酬額も考慮し、また議員活動等の状況を反映することに重きを置いて決定することを定めています。
3. 直接請求や委員会又は議員からの提案等に関わらず、議員報酬額を改定する際は、市長の諮問機関である大竹市特別職報酬審議会の開催を要請し、その答申を尊重します。

第8章 最高規範性で見直し手続

(最高規範性)

第20条 この条例は、議会における最高規範であって、議会に関する他の条例、規則その他の規程（以下「議会関係条例等」という。）を制定し、又は改廃する場合においては、この条例の趣旨に反してはならない。

- 2 議会は、議員にこの条例の理念を浸透させるため、一般選挙を経た任期開始後速やかに、この条例に関する研修を行わなければならない。

【解説】

1. 議会基本条例は、大竹市議会における最高規範であるため、議会に関する他の条例や規則についても議会基本条例との整合を図る必要があることを定めています。
2. 期数を問わず、議員当選後速やかにこの条例に関する研修を行わなければならないことを定めています。

（議会及び議員の責務）

第21条 議会及び議員は、この条例の理念及び原則並びにこれらに基づいて制定される議会関係条例等を遵守し、もって市民を代表する合議制の機関として、市民に対する責任を果たさなければならない。

【解説】

条例の理念と原則、そしてこれらに基づき制定される条例等を守り、議会が市民を代表する合議制機関としての責任を果たすことを定めています。

（見直し手続き）

第22条 議会は、必要に応じて、この条例の目的が達成されているかどうかを検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、議会関係条例等の改正が必要と認められる場合は、適切な措置を講じるものとする。

【解説】

条例制定後も、条例の目的が達成されているかどうかについての検証を行い、必要であれば条例の改正等適切な措置をとることを定めています。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。